

## 2013年度年次大会

### 「歴史としての高度成長」

同時代史学会は、昨年の12月に創立10周年を迎えました。本会は、「冷戦」の終焉に代表される現代世界の激変の中で、「同時代としての歴史」から何を学び、何を継承すべきなのかを、同時代史そのものの研究を通じて考える場として設立されました。そして「占領史研究の豊富な成果を継承し、史資料に基づく実証性に執着しながら、世界史の文脈と比較の視座を重視して、専門分野を横断する総合的な同時代史の創造」を目標としてきました。

それから10年がたち、日本の同時代史研究は大きく様変わりしました。占領期から1950年代を中心としていた歴史研究の射程は、1960年代から80年代へと大きく延伸され、新たな視角にたった多くの研究が登場するようになりました。また近年では、高度経済成長期を対象とする共同研究の成果も相次いで登場しています。2000年代に本格化した同時代史研究は、今日、その最初の開花期を迎えているともいえるでしょう。そこで本年度の大会では、「歴史としての高度成長」というテーマの下に、進展が著しい高度経済成長期研究の中間的総括を試みたいと思います。

そもそも高度経済成長期は、1990年代まで、「現在」に直接する時代と考えられ、それゆえ現状分析的研究の対象とされてきました。しかし「冷戦」後におけるグローバリゼーションの進行、新自由主義の台頭、それに照応した内外の政治体制の変容などが明確となるなかで、高度経済成長期を「歴史として」研究する条件が生まれました。こうして歴史研究の対象に据えられた高度経済成長期は、それ以前の日本社会と、「現在」の中間に位置する時代であり、同時代史全体の「展望台」（中村政則）としての位置を占めるものでもあります。本大会では、こうした高度経済成長期研究の成果を検討することを通じて、同時代史研究の今後の課題を明らかにすることを目指します。

このような意図の下に、本大会では武田晴人氏（東京大学）と下村太一氏（神戸学院大学）のお二人に、報告をお願いしました。武田氏は、『高度成長』（岩波新書、2008年）や『高度成長期の日本経済』（有斐閣、2011年）などの著作を通じ、日本人に「経済成長の神話」を浸透させた高度経済成長期固有の構造を論じられています。また下村太一氏は、『田中角栄と自民党政治』（有志舎、2011年）において、自民党における田中角栄の台頭を、1960年代の自民党が直面していた課題との関連で検証されています。お二人には、経済史・政治史それぞれの立場から、高度経済成長期研究の到達点について論じていただきます。

また今回は、大門正克（横浜国立大学）・小澤弘明（千葉大学）にコメンテータをお願いしました。コメンテータの方々には、武田・下村両報告を踏まえつつ、高度経済成長期研究に関する問題提起を行っていただきます。

会員のみなさんの積極的な参加により、活発な議論が展開されることを期待しています。

報告者：武田晴人

下村太一「高度成長と自民党政治―「保守の危機」と田中角栄―」

コメンテーター大門正克・小澤弘明

自由論題報告タイトル

第1グループ

山本武利「占領期の闊達な庶民メディア」

須藤遥子「自衛隊協力映画の同時代史～1960年代から現在まで」

第2グループ

黒川伊織「戦後文化運動からベトナム反戦運動へ―戦後神戸の運動史に即して―」

中村一成「『国民皆保険』の形成と大都市における国民健康保険」

第3グループ

櫻澤誠「1960年代前半の沖縄における保守勢力の再検討」

千地健太「沖縄における都道府県立慰霊塔の建設」

第4グループ

陳激「漁業問題と日中関係 ―1945～1949年を中心に」

清水さゆり「北太平洋漁業協定と戦後海洋資源管理体制の形成」

会場：一橋大学東1号館 最寄り駅：J R国立駅

日時 2013年12月7日(土)10:00～17:30(9:30 受付開始)

※ 12:50～13:20 まで総会を開催します。ご参加下さい。

※ 大会終了後、懇親会を予定しております。

資料代：500円

大会についての最新情報、報告要旨などに関しては、以下の同時代史学会のサイトを御覧ください。

<http://www.geocities.jp/doujidaisigakkai/>

# 同時代史学会・第32回研究会

「歴史教科書の同時代史 ――植民地と戦争の記憶――」

(2013年3月16日 立教大学12号館第3・4会議室)

<報告要旨>

東アジアで歴史と向き合うために

齋藤一晴(明治大学)

はじめに

近年、日本と韓国、日本と中国、韓国で共同作成した共通歴史教材や共同本の刊行が続いている。そうした取り組みが今日なぜ可能となりつつあるのだろうか。その要因を知るためには、日中韓の歴史教科書や授業にどのような同時代史が存在するのかを分析する必要がある。また日本では歴史学と歴史教育の協働の重要性が指摘されて久しいが、中韓のそれがいかなる変遷を経てきたのかへの検討も欠かせない。

本稿では、①日中韓共通歴史教材の作成が可能となった背景を考える。②日中韓の歴史教科書が共振性を有しながらたどった同時代史を検証することを目的とする。これらを明らかにすることは、いまだ未決の戦争責任や植民地責任について国境を越えて対話、継承していくための視座や方法を模索することにつながるだけでなく、東アジアに向き合う姿勢を問い直し、歴史学と歴史教育の協働を国内にとどめず国境を越えて具体化していく素材を提供することにつながるだろう。

## 1 日中韓の歴史教科書を分析する理由と目的

各国の教科書制度に従って編纂されている歴史教科書を、国境を越えて考える今日的必要性和、各国の歴史教科書にみられる共通点や相違点、特徴から日中韓の歴史教科書を分析する理由と目的を示しておきたい。

日本の歴史教科書における戦争記述、植民地支配に関する内容は、長期にわたって国内外で歴史認識をめぐる論争を引き起こしてきた。それは歴史用語や歴史叙述にとどまらず、君島和彦が『教科書の思想』のなかで指摘しているように、教科書全体を貫く東アジアへの視野、向き合う姿勢そのものが問われてきたといえる。

日中韓の歴史教科書は、各国の歴史学、歴史教育の成果と課題、そして協働関係を示す一例といえ、人々の歴史認識の形成に一定の影響を与えてきた。例えば日中韓のいずれかを問わず受験戦争に対応するために全国の生徒たちが教科書の内容を学習してきたこと。日本と中国では山川出版社や人民教育出版社から刊行されている歴史教科書のように、30年以上の長期にわたって同一の執筆者が編纂にたずさわり、限られ

た執筆陣が執筆した内容を学習してきた経緯がある。いずれも各世代に与えた影響は少なくないと思われる。

歴史教科書は各国の歴史学と歴史教育の協働関係と、その背景にある時代状況を分析するうえでは格好の素材といえる。また教科書がナショナルな性格を有していると同時に、執筆者個人や執筆陣、教科書会社の思想が反映されていることをふまえると、各国におけるナショナルなものとの関係性や距離感について時代ごとにとらえるうえでは有益な材料でもある。

日中韓の歴史教科書に共通してみられるのは、自国史と他国史で異なる教科書を使い、中学・高校と自国史を反復学習する点である。また他国史のなかで隣国史の記述比率が他地域よりも低いことを指摘できる。加えて知識習得型で暗記学習に陥りやすいスタイルと内容、「論争と複眼的視点」よりも「模範解答」という役割を担いがちなことも共通している。一方、相違点としては中国や韓国と異なり日本では世界史が必修で自国史の日本史は選択科目であること。記述量が3国のなかでもっとも少ないことをあげられる。

## 2 日中韓歴史教科書の同時代史

日中韓歴史教科書の同時代史は、大きく三つに区分できる。①1982年の教科書問題が発生するまで。②教科書問題の発生から21世紀に入る頃まで。③21世紀に入る頃から現在までである。

①の時期では、日中韓を問わず隣国や東アジアへの視野は乏しく、日本以外は国定製の歴史教科書を使用していた。また韓国であれば軍事政権、中国であれば文化大革命から改革開放へ、そして3国には冷戦構造という時代背景が存在しており中国と韓国には国交が無かった。そのため各国における歴史学と歴史教育の協働について国境を越えて十分に議論することは困難であったといえよう。

②1982年の教科書問題を契機に、3国とも隣国の教科書制度や記述内容についての関心が高まり、国境を越えた歴史教科書をめぐる取り組みが始まった。中国の場合、1990年以降、国定制から検定制へと移行し地方版教科書と呼ばれる上海や広東、四川などで使用される歴史教科書が登場した。韓国も「国史」以外の教科書は検定制へと段階的に変化していった。

中国の教科書制度は日本のを参考に整備されている。それは日本の教科書制度が世界のなかでも教科書を管理しやすいからである。国家の凝集力を高めるためであれば、教科書の国定・統一が採られると考えがちだが、多様化、地方分権化という正反対の政策を進めたことになる。これは建国後示されてきた国民像が冷戦の崩壊や天安門事件などで揺らいだことを受けて、自発性を喚起するものへと変化したことから生じて

いる。この転換によって国家によって提示されるあるべき国民像と自発的に生み出されたものとの間にギャップが発生し、教科書をめぐる議論が国内で形成されるようになっていった。また日本の戦後補償裁判や教科書問題で争点となった内容が教科書に登場するなど、日本の社会状況や歴史教科書記述との共振関係が生じていくことになった。韓国の場合も日本軍「慰安婦」や関東大震災における朝鮮人虐殺など、日韓の間で表面化した歴史認識の溝に関わる内容が登場している。

③にあたる時期、日本では中学校の歴史的分野から日本軍「慰安婦」に関する記述が無くなり、つくる会系歴史教科書が検定に合格、大量採択される事態が発生した。一方、中韓の歴史教科書とは日本との領土問題や戦後補償に関わる内容の共振性が強まった。中国の中学校で最も採択されている教科書では、1990年代と比較して日中15年戦争の記述量が1/3に減少しているなかで、上述したような今日的課題については増加している。

こうした状況が生じるなか中国国内では、上海版教科書における毛沢東記述の減少と日本軍「慰安婦」記述の増加が行われると、国内で批判が起こり発禁処分になった。また韓国では「東アジア史」科目及び教科書の使用が始まるなど歴史教科書をめぐる試行錯誤が続く一方、ニューライトによる代案「教科書」教材が刊行され、植民地近代性を評価する内容も現れた。各国では歴史教科書をめぐってナショナリズムを相対化しようとする動きと、偏狭なものへと導こうとするものがせめぎ合い、両義的に存在するなかで共振性をさらに強めていくことになった。こうしたなかナショナリズムの負の連鎖を、国境を越えた共同作業によって問おうとした試みが共通歴史教材づくりである。

### 3 日中韓共通歴史教材の到達点と課題

『未来をひらく歴史 東アジア3国の近現代史』（高文研、2005）から『新しい東アジアの近現代史[上] 国際関係の変動で読む 未来をひらく歴史』・『新しい東アジアの近現代史[下] テーマで読む人と交流 未来をひらく歴史』（日本評論社、2012）へ10年間の議論、取り組みが積み重ねられてきた（以下、『未来』・『新しい東アジア史』と略）。そこから見えてきた課題は、事実の共有よりも記憶の共有が難しく、それは日中韓がたどった異なる戦後史から生まれる記憶の差異であり、戦争や植民地支配の記憶をどのように継承し共有するかという課題である。そうした難しさを露呈したのが『新しい東アジア史』の下巻8章である。

『未来』では両論併記は行わず、一つの歴史叙述とした。しかし『新しい東アジア史』では、例えば朝鮮半島出身の日本兵は、中国の戦争被害者にとって加害者なのか、それとも被害者なのか、という論点に直面したとき、時代によって加害者から被害者

へと変わっていった中国人の朝鮮半島出身の日本兵への視野を一つの歴史叙述として3国で共有することはできず、両論併記というスタイルが採られることになった。これは日韓・日中だけでなく、中韓にも時代状況の影響を受けた記憶の差異が存在することや、戦争及び植民地支配の歴史を継承するためには、記憶の差異とその変遷を同時代的にとらえることが前提となることを示しているといえるだろう。

私は共通教材を活用して戦争記憶の差異からその歴史に向き合えないか試みるため、2011年8月にソウルで韓国人高校生に朝鮮人特攻隊員をテーマに授業を行った。そこから見てきたことは普遍性や一般性に安易に解消できない歴史事実や戦争記憶について授業を通じて考えることが東アジアにおける歴史認識の共有には欠かせないことである。

今日、共通歴史教材は、すでに韓国の歴史教科書に影響を与えている。既存の韓国史や韓国近現代史、かつての国定『国史』と章立てや歴史叙述がまったく異なり、『東アジア史』教科書を例にとれば抵抗と独立、民族史という一国史的な色合いから東アジアのなかの朝鮮半島の歴史を意識したものへと変化している。今後、こうした動きはさらに加速していくと思われる。

おわりに

日中韓歴史教科書の同時代史を考えることとは、各国のナショナリズムが対立するように見える歴史教科書のなかから対話の糸口を見出そうとする取り組みである。また『未来』から『新しい東アジア史』への10年が明らかにしたこととは、教科書や教材のあり方と歴史学、歴史教育の役割について国境を越えて検討していく必要性だと思われる。今後の課題として、作成された共通教材を長期間活用したうえでの議論が必要である。そのためには東アジアにおける授業交流を進めることが求められる。日本国内に教科書を体系的かつ時系列で十分に収集している図書館がないことをふまえると、そうした施設や研究センターなどの設置、インターネットを活用した東アジアにおける教材・授業交流ネットワークづくりなどが不可欠である。そうすることによって東アジアで歴史に向き合う姿勢を問いつけることができるといえるだろう。

## 戦後日本の教科書から見る植民地支配に関する記憶の変容

南相九(東北アジア歴史財団)

### I 問題提起

#### 1-1 歴史教科書の植民地支配に関する記述は後退しているのか。

韓国のマスコミは2001年以降日本の教科書記述は悪化されていると報道してい

るが、その主な根拠は育鵬社と自由社の歴史教科書の検定合格、中学校の教科書における日本軍「慰安婦」記述の後退や独島（竹島）記述の増加であり、日本の歴史教科書に対する全体的な検討に基づいた主張とは言い難い。つまり、悪化したという場合、いつのどのような記述が基準なのかが明確ではない。

また、加藤紘一官房長官の「一九八二年の教科書検定基準の改定で、植民地支配や強制連行の問題を取り上げるようになっていく。高校日本史教科書でも従軍慰安婦を取り上げているものもあるし、小中高の教科書では強制連行労働者は記述されている」<sup>1</sup>という発言に見られるように、1982年の教科書問題をきっかけにつくられた近隣諸国条項により強制連行など植民地支配の実態が記述されたという認識もあるが果たしてそうなのだろうか。

## 1-2 歴史教科書と戦争の記憶

NHKの2000年の調査<sup>2</sup>によると、戦無派の場合「先の戦争についての考え方に影響のあったもの」は、テレビ（35%）、学校の授業（35%）、教科書（33%）の順であり、戦後派と戦中・戦前派に比べて教科書が戦争の記憶に与える影響は小さくなっている。戦争を体験した身近な人が減っていき、戦争に対する社会的な関心が薄れていくなかで、教科書や学校の授業が戦争や植民地支配に関する記憶に与える影響は、これからもっと強くなると考えられる。

## 2-1 先行研究

歴史教科書の植民地支配の記述に関する研究は、主に高校用の日本史教科書を対象に、韓国の歴史教科書と比較しながら、研究時点における教科書記述の問題点を指摘し、改善点を探るといった目的から行われた<sup>3</sup>。韓国からも1990年代から日本の教科

---

<sup>1</sup>『朝日新聞』1992.7.31

<sup>2</sup>牧田徹雄「先の戦争と世代ギャップ」（2000.9）

<sup>3</sup>代表的な成果としては、日韓共同歴史研究会（1990.8～1992.10）の成果を整理した日韓歴史教科書研究会編

の『教科書を日韓協力で考える』（大月書店、1993）、君島和彦・坂井俊樹編著『朝鮮・韓国は日本の



書の韓国関連記述に関する分析が行われている。このような研究は基本的には横の分析を重視している。縦の分析を試みた研究のとしては佐藤卓己と小山常実の研究がある<sup>1</sup>。植民地支配と侵略戦争を対象とした研究ではないが、研究方法について示唆するものは多い。

## 2-2 研究の対象と方法

1951年以後、検定に合格した中学校の歴史教科書の目録を教科書研究センターの教科書目録情報データベースを利用して整理し、1951年から2011年まで続けて出版されている7社（東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、大阪書籍（日本文教出版）、中教出版（日本文教出版）、日本書籍（日本書籍新社））の教科書を対象とした。学習指導要領の改正とそれに基づいて行われた検定に合格し、使用された教科書の出版（使用）時期を整理すると<表1>のとおりである。

歴史の授業単位は学習指導要領の改正によって1962年175単位、1972年175単位、1981年140単位、1993年140単位、2002年105単位、2012年130単位に変化した。特に2001年140から105に、35単位が減ったことと、2011年105から130に、25単位増えたことに注意すべきである。

本発表では、1951年から2011年まで検定に合格した中学校の歴史教科書を対象に植民地支配に関する記述を整理し、どのように変化してきたかを分析する。記述の量的な変化を中心としながら、内容の質的な変化にも注目したい。

---

教科書に

どう書かれているか』(梨の木舎、1992)、君島和彦『教科書の思想—日本と韓国の近現代史(すずさわ書店、1996)、依義文 編著『検証・15年戦争と中・高歴史教科書: 新(93~95年度用)旧(81~83年度用)教科書改述の比較 資料集』(学習の友社、1994) などがある。

<sup>1</sup>佐藤卓己『八月十五日の神話』(ちくま新書、2005)、小山常実『歴史教科書の歴史』(草思社、2001)

<表 1> 学習指導要領と教科書の出版

学習指導要領		検定に合格した教科書の使用時期									
公示	実施										
	1952	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	
1958	1962	1962	1966	1969							
1969	1972	1972	1975	1978							
1977	1981	1981	1984	1987	1990						
1989	1993	1993	1997								
1998	2002	2002	2006	2010							
2008	2012	2012									

## II 教科書記述の前提

### 1 日本政府の植民地支配と侵略戦争に関する歴史認識

教科書が検定制度の枠のなかにあることを考えると、日本政府の植民地支配と侵略戦争に関する歴史認識は教科書記述とも密接な関係にある。日本政府は韓国・中国と国交回復の際、共同コミュニケと声明を通して、植民地支配と侵略戦争とは明確にしなかったものの、深い反省を表した。

1982年8月26日、教科書問題を收拾するための宮沢喜一官房長官談話でもこのような認識を再確認した上で、「日本政府及び日本国民は、過去において、我が国の行為が韓国・中国を含むアジアの国々の国民に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立って平和国家としての道を歩んできた」と明言した。また教科書の記述については、このような歴史認識が「我が国の学校教育、教科書の検定にあたっては、当然、尊重されるべきもの」であり、韓国と中国の批判に「十分に耳を傾け、政府の責任において是正する」と主張した。この談話に基づいて同年11月24日教科用図書検定基準に「近隣諸国条項」が定められた<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」という規定

1995年の村山富市首相談話は「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました」と明確にした上で、謝罪と反省を表明した。植民地支配に関する歴史認識は、1998年日韓共同宣言と2010年菅直人首相談話でも確認された。2010年管談話は、村山談話を踏まえながらも「三・一独立運動などの激しい抵抗にも示されたとおり、政治的・軍事的背景の下、当時の韓国の人々は、その意に反して行われた植民地支配によって、国と文化を奪われ、民族の誇りを深く傷付けられました」と、植民地支配の問題について具体的に言及した。

## 2 学習指導要領の解説書

教科書記述の法的な根拠となる学習指導要領であるが、具体的な内容はその解説書<sup>1</sup>に書かれている。1970年から韓国併合（植民地化）を、1998年からは韓国の民族運動の高まりを扱うようになっている。また、1998年からは「多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多くの損害を与えたこと」を扱うようになっている。「つくる会」系列の教科書の植民地支配と侵略戦争に関する記述は、これを反映していると言える。

2006年、愛国心を強調する方向に学習指導要領が改正されたが、一方学習指導要領の解説書には韓国の植民地化や日本がアジア諸国に与えた多大な損害や苦痛についても扱うようにしていることにも注目すべきである。

## 3 教科書検定制度

家永三郎訴訟に象徴されるように、植民地支配と侵略戦争に関する教科書記述は検定によって制限されてきた。1982年、検定で日本の侵略が進出に変えられたのが問題になったが、1976年・77年の高校の世界史の検定でも、「日本の中国侵略」について「まずい。『侵略』は進出あるいは侵入にせよ」という検定意見が付けられ

---

<sup>1</sup>1959年から1989年までは、解説書ではなく指導書と呼んだ。

ていた<sup>1</sup>。また、植民地支配に関する記述についても、支配の強制的な側面を強調する記述は制限された<sup>2</sup>。1982年以後は、侵略などについての検定意見はなかったが、南京大虐殺の死者、朝鮮人強制連行の具体的な数字をあげることについては意見が付けられた<sup>3</sup>。

検定制度は植民地支配と侵略戦争に関する積極的な記述を制限する役割したことが浮き彫りにされてきたが、2001年からは以下の検定の事例にも見られるように限界は持っているものの、1995年村山談話の精神を教科書記述に反映させる役割をしていることも見逃してならないと思う。

2001年（扶桑社）

[申請本]「国民の動員」（全体）

[検定意見]台湾や朝鮮の状況についてほとんど触れられておらず、全体として調和がどれいていない。

2005年（扶桑社）

[申請本1]日本は、日清戦争のあと日本の領土となった台湾でも、台湾総督府の置いて現地の開発に力をつくした。

[検定意見1]日本の植民地政策の一環であることが理解し難い表現である。

[申請本2]日本の南方進出は、もともとは日本の「自存自衛」のためであったが

[検定意見2]日本の戦争の目的について、誤解するおそれのある表現である。

一方、日本軍「慰安婦」記述がなくなったことに見られるように、出版社の自己規制による形で教科書記述が制約される傾向もある。

---

<sup>1</sup>日本出版労働組合連合会『教科書レポート No. 23』（1979）、24頁。

<sup>2</sup>「（朝鮮人が）土地を奪われ」とか「土地を失い」について、「事実に反する。土地調査の結果である」という検定意見が（『教科書レポート No. 21』1977、12頁）、「（朝鮮皇太子と伊藤博文の写真説明）1907年の写真で、朝鮮の皇太子に、和服を着せている」については、「無理に着せている感じ、「着ている」ぐらいで」という意見が、「また、たくさんの朝鮮人が強制的に日本本土に移住させられ」については、「当時朝鮮は日本領であり、国民徴用令に基づいて集めたのだから、強制的とはいえない」という意見が付けられた（『教科書レポート No. 24』1980、31頁）。

<sup>3</sup>日本出版労働組合連合会『教科書レポート No. 24』（1980）、25頁。

### III 植民地支配に関する記述の変化

#### 1 何を記述してきたのか

植民地支配と侵略戦争がいつから教科書に記述されるようになったのかをテーマ別に整理すると<表2>の通りである。

<表2> 植民地支配と侵略戦争関連記述の時期（使用年基準）

テーマ	記述の時期	
植 民 地 支 配	台湾の植民地化・抵抗	1978（東書）、1993（日書）、1997（帝国、大阪、日文）、2002（教出）、2012（清水）
	同化(皇民化) 政策<台湾>	1997（帝国、日文）、2002（日書、教出）、2006（東書）、2012（清水）
	強制動員<台湾>	1981（日書）、1990（教出）、1993（清水、中教）、2012（帝国）
	韓国の植民地化	1952（日書、清水）、1955（教出、帝国）、1956（東書、大阪）、1957（中教）
	植民地支配の実態<韓国>	1966（日書）、1975（東書、教出）、1978（帝国、大阪、清水、中教）
	皇民化政策<韓国>	1984（東書）、1987（中教、大阪）1990（教出）、1993（日書、帝国）、1997（清水）
	3・1運動	1957（日書）、1962（教出、中教）、1969（大阪）、1972（帝国、清水）、1975（東書）
	関東大震災と朝鮮人虐殺	1966（日書）、1975（大阪）、1978（東書、教出、中教、帝国、清水）
	強制動員<韓国>	1966（日書）、1974（教出）、1978（中教、帝国、清水）、1981（東書、大阪）
	日本軍「慰安婦」	1997（日書、東書、教出、帝国、清水、大阪、日文） 2002（日新、清水、帝国）、2006（日新、帝国）、2012なし

（注）東書－東京書籍、日書－日本書籍、日新－日本書籍新車、大阪－大阪書籍、日文－日本文教出版、帝国－帝国書院、中教－中央教育出版、清水－清水書院、教出－教育出版

#### 2 植民地化に関する記述の特徴

日本の植民地支配に関する記述の特徴は、第一に、韓国と台湾の植民地に対するダブルスタンダードである。台湾の植民地支配については、一部の教科書を除けば1993年以後関心を持つことになった。また韓国と比べると記述の分量は非常に少ない。

台湾での同化・皇民化政策、強制動員に関する記述は韓国に関する記述の後、少し触れる程度である（＜表3＞参考）。また、独立運動について韓国の場合は3・1運動を大きく取り上げているが、台湾の場合は帝国書院(2012)が台湾議会設置運動を、大阪書籍(2005)が霧社事件を記述しているだけである。また、教育出版(2012)と育鵬社(2012)は八田與一のコラムを設け、日本の植民地支配が台湾の近代化（人々の生活）に寄与したかのような記述をしている。

ただし、帝国書院（2002-）が＜韓国・台湾での植民地政策＞、清水書院（2012）が＜日本統治下の台湾＞という小主題で台湾植民地支配の問題を韓国と同列に扱うようになったのは、注目に値する。

＜表3＞ 韓国と台湾の植民地支配に関する記述比較

		抵抗鎮圧	皇民化政策	支配実態	戦争動員	開発推進
東書	台湾	1978-	2006-			
	韓国	1966-	1984-	1975-	1981-	
教出	台湾	2002-	2002-		1990-	2016-2015
	韓国	1962-	1990-	1975-	1974-	2006-2011
日書(日新)	台湾	1975-1980、 1993	2002-		1981-	
	韓国	1957-	1993-	1966-	1966-	1975-1996
帝国	台湾	1997-	1997-	1997-	2012-	1997-2001
	韓国	1975-	1993-	1978-	1978-	
大阪	台湾	1997-		2002-2005		
	韓国	1970-	1987-	1978-	1981-	
中教(日文)	台湾	1997-	1997-		1993-	
	韓国	1957-	1987-	1978-	1978-	
清水	台湾	2012-	2012-	2002-	1993-	
	韓国	1973-	1997	1978-	1978-	1974-1986

第二に、韓国の植民地化に関する記述は、教育出版(1957)の「日本は、戦後ただちに日英同盟を改めて、韓国に対する指導権を認めさせ、ついで明治43年（1910年）に韓国を併合した。（中略）このようにして、イギリスやアメリカは日韓併合を認めたが」という記述に見られるように、1950年代までは韓国の植民地化は日露戦

争の結果であり、国際的にも認められていたという認識が強く表れていた。1960年代からは、抵抗を武力で抑えて植民地にしたという認識が変わるが、台湾と朝鮮を植民地（保護国）としたのは下関条約とポーツマス条約の結果であるという認識は根強く残っている。

第三に、植民地支配を基本的には<表3>に表れているように、抑圧・収奪と抵抗という枠で捉えている。韓国の植民地支配の実態として主に記述されているのは、土地調査事業による土地の収奪、日本語と日本の歴史や地理教育の強制である。そして、皇民化政策として創始改名・神社参拝の強制が取り上げられている。抵抗については義兵など武力的な抵抗が中心となっており、日本語や日本歴史の強制に抵抗した文化的な運動は扱われていない。また、日本の植民地支配が韓国社会や人々の生活に与えた影響については、賃金や生活で差別をうけたということだけ触れている。

第四に、植民地支配関連の図や写真を見ると強制・抑圧が前提にはいるが、<強制・抑圧→抵抗→相対化>という傾向を見せている（次ページ<表4>参考）。帝国書院の1997年から2011年までの安重根のコラム、日本書籍の2002年から2011年まで安重根の切手と伊藤博文の紙幣は、植民地支配に対する両国の評価の違いから植民地支配を相対的に見ようとしている。

### 3 個別の事件に関する記述

#### 3-1 3・1運動

3・1運動に関する記述は、運動が植民地支配苦しんでいた民衆の共感を得て全国的に広がったが、日本の軍隊と警察によって鎮圧されたというのが基本となっている。1990年代には、運動に参加し、犠牲となった柳寛順の記述が入る（東書1997、2002）。また1997年からは柳宗悦など、小数ではあるが独立運動や植民地朝鮮に共感を持っていた日本人があったことが記述される。2012年の東京書籍には浅川巧のコラムも入っているし、韓国植民地化の記述には石川啄木の詩が韓国に対する共感の例として引用された。事件としての歴史だけではなく、具体的な人物を媒介とした記述が増える。しかし、植民地期の韓国の人物として具体的に取りあげられるのは、

<表4> 韓国植民地支配関連図・写真

	東書	教出	日書 (日新)	帝国	大阪 (日文)	中教 (日文)	清水
韓国併合条約				57-61			
伊藤と韓国の 皇太子	66-86	78-15	57-92	75-77、 02-15	70-77		68-69 12-15
同化教育	78-15	02-15		12-15	87-15	81-11	
伊藤の一行							94-96
武力闘争地図	93-01		72-86	90-05	78-05		
義兵	93-01	02-11		93-01	81-92		97-11
抵抗と弾圧			02-11				
併合反対運動							81-93
安重根			02-11	97-11			
安重根と伊藤博文			02-11				
朝鮮総督府と朝 鮮王朝の王宮	02-15	12-15		02-15	05-15		12-15

<表5> 3・1運動関連記述

	東書	教出	日書(日新)	帝国	
記 述	運動の経緯	75-15	62-15	57-15	72-15
	植民地支配に苦しめられて いた民衆の共感をよぶ	75-96		93-15	
	全国(各地)に広がる	75-15	62-15	57-15	78-15
	軍隊と警察で鎮圧	75-96	81-15	57-15	78-01
	(武力で)鎮圧	97-15	62-80		
	具体的な犠牲者	75-77	87-05	66-11	90-01
	独立宣言(内容)		81-05、12-15	93-11	
	独立運動はその後も続く	81-15		62-87	90-01
	支配政策の転換	97-15	12-15		
	柳寛順	97-05	93-05	06-11	02-15
	共感した日本人(柳宗悦)	02-15	97-01、12-15		12-15
コラム		93-01			
図 ・ 写 真	独立運動発生地域(地図)	75-97	75-15	78-15	
	女学生のデモ	93-01	93-01	02-11	90-96
	柳寛順	97-05	93-05	06-11	02-15
	独立運動レリーフ		06-15		
		12-15			



柳寛順と安重根であり、金日成と李承晩程度である。

### 3-2 関東大震災と朝鮮人虐殺

関東大震災における朝鮮人虐殺が教科書記述に定着するのは1978年である。ほかの記述に比べて記述の内容の変化が少ない。数千人の朝鮮人が殺されたという記述が現在は多数の朝鮮人になっている。

南京大虐殺の場合も2002年から具体的な数字の変わりに、大量・多数に変わる。東京書籍の場合、2001年までは「約20万人ともいわれる中国人を殺害した」と記述していたが、2002年からは「中国人を大量に殺害した」変わる。2012年には「被害者の数については、さまざまな調査や研究が行われましたが、いまだに確定していません」と記述している。3.1運動の記述からも具体的な犠牲者の数字がなくなっている。

日本政府は1995年村山首相談話で「多大な損害と苦痛」を与えたとしたが、教科書記述の変化をみる限り、かえって損害と苦痛の実態が見え難くなっていると言える。

<表6> 関東大震災と朝鮮人虐殺に関する記述

	東書	教出	日書(日新)	帝国
混乱のなか	77-15	78-15	69-80	77-78、90-15
流言	77-15	78-15	78-11	89-15
数千の朝鮮人	77-96	81-11	69-11	90-01
多くの朝鮮人	97-15	78-80、12-15		77-78
朝鮮人				02-15
中国人	97-15		97-11	
社会主義者(労働運動指導者)	77-15	78-15	69-11	77-78、90-15
自警団	97-01		81-92	90-15
自警団・憲兵				77-78
自警団・警察・軍隊		78-15	93-11	
虐殺			93-11	93-01
朝鮮人差別が背景			93-11	

### 3-3 強制動員

強制動員に関する記述は、戦時下における「国民の生活」か「戦時体制(統制経済)」

の一部として扱われている。日本の軍人・軍属として動員され死亡した人が日本政府の資料によっても韓国約2万1千人、台湾約2万8千人だが、教科書の記述は強制動員・強制労働が中心となっている。また強制動員関連記述は、創始改名と神社参拝の強制など皇民化政策がセットで記述されている。

東京書籍が1997年<朝鮮人強制連行>というコラムをもうけたことに見られるように、1990年代の植民地支配に関する記述においては、強制動員・強制労働が中心をなしていた。教育出版も1981年から<地域から歴史を考える>というコラムで韓国人強制動員問題を扱った。教育出版も1981年代から2005年まではコラムを使って、強制動員問題を詳しく記述した。しかし、2006年からこのようなコラムはなくなり、量的に少なくなった。このような現象が韓国には日本教科書の記述が悪化したという認識を与えたと思う。

## 参加記

雨宮史樹

2013年3月16日、定例研究会「歴史教科書の同時代史－植民地と戦争の記憶－」が開催された。報告者は、齋藤一晴氏と南相九氏の両名。両報告をふまえ西山暁義氏と富永信哉氏がコメントを行った。

始めに、齋藤氏が「日中韓歴史教科書の同時代史－東アジアで歴史と向き合うために－」と題し報告を行った。齋藤氏は、「侵略戦争と植民地支配の歴史、そしてその記憶をどのように継承していけばよいか」という問題を提起した。それには東アジアにおける国境を越えた歴史教育や授業交流の実現が重要だという認識から、日本の歴史学、歴史教育が中国や韓国など東アジアへの視野を十分確保し、協働関係にあるかということ、同氏も参加した日中韓共通歴史教材の作成過程及び3国の歴史教科書がそれぞれ独自に、もしくは共振性を有しながらたどった同時代史を検証することによって考察するというものであった。

具体的な検証ではナショナリズムと「複眼的視点」という2つの要素が重視されていると感じた。例えば、齋藤氏は、教科書問題以前、教科書問題以後に続く第3期として2001年頃から現在を越境する教科書と3国共通歴史教材の作成開始時期と区分している。そこでは一方で、ナショナリズムに関わる問題によって3国の教科書記述に

共振関係が発生し、戦争被害者個人とその記憶が見えにくくなるという事態が生じた。他方、各国の歴史研究の進展により教科書でも「他者を想定して資料を扱う授業」が登場するという、歴史教育を取り巻く複雑な様相を見て取ることが出来た。

また、昨年出版された共通教材『新しい東アジア史』では、両論併記や論点提示を取り入れたとし、これは各国の生徒が授業を通じて、他国における戦争や植民地支配に対する記憶の差異を知る機会を提供する機能を持つということだ。齋藤氏は「ナショナリズムが対立するようになるところにこそ対話の糸口」がありその中から生まれた「複眼的視点」を重視する、共通教材から描く東アジア史の構想の可能性を提示した。

続いて南氏が「戦後日本の教科書から見る植民地支配と侵略戦争に関する記憶の変容」と題し報告を行った。南氏の報告は戦争体験者が減少し、戦争に対する社会的関心が薄れゆく中で、「教科書や学校の授業が戦争や植民地支配に関する記憶に与える影響は、これからもっと強くなる」という問題意識のもと、1951年から2011年までの期間に検定合格した中学校歴史教科書を対象として植民地支配と侵略戦争に関する記述の変化を分析したものであった。

例えば、関東大震災については70年代末から数千人の朝鮮人が殺されたと教科書に記述されていたが、現在では「多くの朝鮮人」に変わってしまった。南京大虐殺についても2002年から具体的数字の記述が無くなってしまう。他方、「韓国の植民地化」に関する記述では、それまでの強制、抑圧や抵抗という枠組みから90年代末以降は安重根と伊藤博文を事例として取り上げるなどして「植民地支配に対する両国の評価の違いから植民地支配を相対的に見よう」という動きも現れたということであった。

そこから南氏は、中学校歴史教科書記述の変化として近隣諸国条項が作られる以前の1978年から植民地支配や侵略の問題が記述されるようになり、さらに1980年代から1990年代はこれらの問題を積極的に取り上げようとした時期だったとする。しかし、2001年以降はその積極性が形式化へと転化された時期であったのではないかと指摘した。

コメントでは、西山氏が独仏共通教科書研究者の視点から、独仏共通教科書においても記憶の共有が焦点となっており、同教科書でも両論併記による「複眼的視点」が重視されていることを指摘した。

富永氏は、現場の教師として教科書記述以外の事例を授業で扱う際の制約や、戦争体験者の減少による聞き取り範囲の縮小など記憶の継承の困難さを指摘した。それでも独自のワークシートの作成などを例に歴史を教えていく重要性を訴えた。

討論での焦点は、今後も問い続けられるべき要素として「複眼的視点」に置かれていたと感じた。齋藤氏が繰り返し提唱した各国間の授業交流、南氏がとりあげた安重

根と伊藤博文に対する日韓での扱われ方の違いに授業で向き合うことの意味、富永氏のワークシートを用いた実践、これらは「複眼的視点」を実現させるための取り組みにはかならないといえる。「複眼的視点」と、そこからさらに進んだ記憶の共有は一朝一夕で実現できるものではないといえよう。だからこそ、これからも歴史学、歴史教育が粘り強くこの課題に取り組む必要を痛感させられた研究会であった。

最後に、社会においては様々な理由から満足に歴史教育を受ける、もしくは興味をもつことが出来ない人々も多数いると考えられる。西山氏は独仏間では共通教科書作成のみならず他のメディアとの提携模索が始まっていることを紹介した。今後、日韓の取り組みでも教科書に留まらず多くのメディアとの連携が実現し、一人でも多くの人々に可能性がもたらされるよう願ってやまない。

## 同時代史学会・第33回研究会

### 院生・若手 自由論題報告会

(2013年7月6日 立教大学池袋キャンパス5号館3階 5302教室)

#### <報告要旨>

戦後日本における利益誘導型政治 ——金丸信と山梨県政の関わりから——  
小林諒一（都留文科大学）

はじめに

本報告では、金丸信という一人の政治家の思想と動向を歴史的に分析することによって、従来とは異なった利益誘導型政治の側面を浮かび上がらせることを、目的とした。

そもそも利益誘導型政治とは、「票やその他の再選資源と引き換えに、自分の選挙区や特定の企業・団体・業界に政治的便宜を与える行為」を指してきた。例えば広瀬道貞は、農業社会における政治家と有権者の関係から、補助金の性質に着目した。また高島通敏は、津軽選挙や房州選挙などの地方の政治体制が、高度成長期のメカニズムの中で中央集権の権限と地域開発の重要性から生まれた、日本の保守に特徴的な形であったと示した。一方でジェラルド・カーティスは、フィールドワークによって、中選挙区制下の選挙戦略を克明に描き、各地域の有力者や後援会からの支持が当選条件への重要な要素を占めていると分析した。

だが近年では、別の視点から検討された論証が提示されている。これは斉藤淳が標榜した「逆説明責任体制」と呼ばれるものである。この体制では、実際に誘導された利益に対して、有権者が返礼として候補者に投票する訳ではない。将来誘導されると

思われる利益を確実にするために、地元の熱意を示すため、候補者に投票するという。

報告者は、この仕組みが、実は戦後政治の利益誘導型政治における中心的なメカニズムであり、金丸がその方法を用いた代表的な人物ではないかという仮説を立てた。

金丸の政治家としての経歴を追うと、国対委員長として社会党との折衝を務め、多くの閣僚経験を得たことが挙げられる。また中曽根内閣では幹事長として行革の推進の軸となった。そして竹下派を旗揚げし、会長として竹下内閣の成立に尽力した。

しかし金丸が戦後政治史において果たしてきた役割と影響について、今日まで正当な評価はされてこなかったと思われる。これには二つの理由が挙げられる。

第一に、地元では利益誘導型の恩恵を与える「古い」政治家であると認識されていたからだ。特に山梨県では、候補者の政治見識よりも「無尽会」といった近所の付き合いを重視する、「甲州選挙」という独特の政治風土が受け継がれていた。

第二に、「東京佐川急便事件」が政治不信を生み、金丸への批判へとつながったからだ。

だが現在では、金丸について再評価する向きが出始めている。2010年には、金丸に関しての回顧録である『昭和の信玄「人間 金丸信の生涯」』が刊行された。同書では、様々な人々の証言によって金丸の新たな人物像を描くことに成功している。

また「二大政党制」の提唱や北朝鮮への訪問、いわゆる「思いやり予算」や消費税の導入なども、法案可決に向けて主導的な役割を担った。

以上の点を踏まえると、金丸を従来遅れた政治家として見過ごすことは出来ず、戦後政治史の一つの典型例として歴史的な分析が必要である。今回はさしあたり、金丸が初当選してから約十年間、すなわち金丸独自の「代議士の誕生」の過程を報告した。

なお本報告では、前述の金丸に関しての回顧録、「山梨日日新聞」のマイクロフィルム、「山梨県史」を主要な資料として分析を行った。

## 1 金丸信の登場と1950年代末の山梨県政

1914年に金丸は、山梨県中巨摩郡今諏訪村（現在の南アルプス市今諏訪）に生まれた。この今諏訪村は、金丸を支える強力な地盤になり、農業が盛んな土地柄であった。その後東京農業大学に進学し、金丸は、農業の改善や発展に対する強い意欲を抱いた。

1938年には、父から酒屋の経営を引き継ぎ、企業経営者として名を馳せる。卓越した経営能力で、就任してから短期間で業績を飛躍的に伸ばし、実業家として地元財界で次第に認められる存在になっていった。

また金丸は、山梨中央銀行の頭取であった名取忠彦らと政治活動を開始する。経営戦略を考える中で、業界の売り上げには、酒造業に深くかかわる法律や政治の動向が

影響されているのではないかと、政治の世界に目を向けるようになったからである。そして戦後に左翼勢力の進出に強い危機感を持った彼らは、政治結社「脈々会」を結成した。

また金丸には、強く影響を与えた人物が二人いた。金丸の政策秘書として政治活動を支えた山野慶蔵と、田中角栄と懇意な仲であった長岡市長を父に持つ、松田甲子男である。

このような政治との接点を経て、1958年の衆議院総選挙で、金丸は自民党の候補者として立候補する。金丸は「革新的な保守政党による強力な政策の実現が私の願いだ」と訴え、「“富める山梨”推進のため命をかけて中央と地方のかけ橋になりたい」と述べた。「富める山梨」とは県知事であった天野久の政治理念であり、天野は、新笹子トンネルや富士スバルラインの建設を推進していた。金丸は、天野の掲げていた開発主義政治に呼応する形で、政治権力を高めていった。

この総選挙の結果、金丸は戦後最高の大量得点で、一位当選を果たした。後援会を稼働させて物量作戦による戸別訪問を行ったことや、「佐藤派」に所属したことで、佐藤栄作からの支援を得たことが勝因であった。

そして1960年には、連続当選を果たした。また農業政策について「ことに山梨県のように後進性の強い地域の人たちに対しては、強い政治の力が必要だと思っています」と訴えた。こうした農業政策を主張する金丸の姿勢は、山梨県の経済状況にも起因していた。戦後初期から山梨県は低所得で赤字を抱えており、製造業や織物業が農業以上に停滞していたからである。

続いて1963年の総選挙では、農業用地を他の産業に誘致するという代替策を提示し、ついに利益誘導の成果を強調する姿勢にでた。この姿勢は、特に災害対策の面で発揮され、県政とは密接な関係を保ち続けていた。

だが天野県政に対する利益誘導は、次第にその性質を失わせ、協調関係の足並みは崩れていく。政治力を高めた金丸は、県政に無理な誘導を行う必要はないと方針転換を行ったのである。

## 2 逆説明責任体制と中央自動車道

1960年代に中央道は、同時期に検討された東名道との着工競争に苛まれた。金丸は、中央道の早期開通に向けて政府への働きかけを強めていった。だが実際には、中央道の全線開通が実現したのは1980年代に入ってからであり、県民の理想と現実には大きな乖離があった。この情勢において、金丸が利益誘導型政治から離脱していった過程を報告した。

高速道路の建設は、1957年に制定された「国土開発縦貫自動車道建設法」が契機と

なった。この法律の立案では田中清一が、東京・大阪間を最短で直線で結ぶ、中央道の建設を主張した。田中の本当の目的は、未開発の国土資源を開発することにあつた。

しかし建設省などはこの法案に反対しており、東名道を先に建設したいという意見が有力であつた。そのため中央道の建設計画は、「所得倍増計画」で示された「太平洋ベルト地帯構想」によって変更された。田中の構想は、後年の全総に受け継がれたが、「拠点開発計画方式」という特定の場所に公共投資をするという意味では、全地域を網羅するような発展はもともと望めない産物であつた。

しかし全国的な経済政策から当然導き出される結論であっても、そうした原則で地方が納得できる訳ではない。特に山梨県には、中央道の早期開通を願う特殊な事情があつた。それは山梨県民が、経済の後進県からの脱却を中央道開通に強く求めていたからである。

実際、中央道が全線開通した1980年において、電機・電子産業が内陸部へ立地し急激に成長したことから、農業・繊維産業から機械工業へと経済の中心が転換したことを考えても、県民の考えは現実に即したものだつた。

中央道が着工されないことに危機感をもった山梨県は、1958年に「中央道に関する県民大会」を開催した。また金丸も、県政の動きに呼応し、行動を開始した。

まず、着工に関する法律についてただ一人反対姿勢を取っていた佐藤大蔵大臣に対して、佐藤派として説得にあたつた。交渉は成功し、中央道着工への障害が取り除かれたことで、山梨県民にとっては、金丸が問題の解決に高く貢献したと捉えられた。

だがその後も、着工は依然としてこう着状態が続く。金丸は事態の打開のために、自らが所属していた建設委員会のメンバーに対して、中央道について現地視察を行ってもらふよう働きかけを行った。そして三回もの延期を乗り越え、四回目になってついに実現させた。他の国会議員も行動していたが、現地視察を取り付けたことで、県民には金丸が抜きんでて中央道問題に尽力していると認識されたのである。

しかし、1960年代後半の「大月市から甲府市への中央道ルート問題」では、金丸の対応は違つていた。この問題では、甲府盆地を北回りで通すか、それとも南回りで通すかという二つのルートの間で、山梨県民が互いに「南北戦争」とも表現される、論争を繰り広げた。しかし金丸は、建設省の意見に翻弄され、自分の意見をはっきりと表明しなかつた。中央道のルート決定には、建設省の考えが深く関与していたのである。金丸が自身の政治力を、ルート決定について直接的に発揮する機会はなかつた。

このように、公共事業が受注され建設が行われるまでは、自身の政治力を活用して、地域に利益誘導を与えたかのように装う。そしていざ建設が始まると、今度は反対に政治力を用いなくなる。実際に道路が開通してしまえば、県民は政治家の必要性を失ってしまう。だからこそ高度成長期の政治家は、利益誘導の効果が一番分かりやすい

着工期に、その政治権力を費やしてきたのである。つまり逆説明責任体制の論理が、この時代に確立されていたことになる。そしてこと中央道に関しては、着工への貢献度が一番高く見られていたことから、金丸が非常に大きな支持を県民から得たのである。

### 3 山梨県政の転換と対立

1967年での国政と県知事の同時選挙の動向を中心にして、新たに県知事選挙で選ばれた田辺国男と金丸の結びつきを検討した。天野は五回目の再選を目指していたが、政府が多選禁止法案を検討していたこともあり、県民から強い反発にあった。

その結果、自民党県連は、天野を支持する「金丸派」と保革連合の「県政刷新連盟」に分裂した。県政刷新連盟は新たな知事候補として、県選出国會議員であった田辺を擁立した。結果として田辺は、現職である天野との知事選に勝利した。金丸は、自らが支持してきた天野の落選という挫折を経験しながらも、革新勢力を県政から切り離し、保守派による県議会運営を目指して行動する。1970～90年代に実行した政治行動の根底には、この時期の山梨県政での革新派との対決や妥協の結果が生きていると分析した。

おわりに

今回の研究会では、他分野を専攻している方々から、様々なご意見を頂いた。所属していた研究室は少人数であったため、今回のように大勢で議論をすることは新鮮であり、また貴重な経験であった。発表の場を与えて頂き、感謝したい。

グアムにおける戦争の記憶の表象と戦後補償請求 —先住民チャモロの視点を中心に—

新井隆 (一橋大学)

グアムを含むマリアナ諸島は、17世紀後半以来、スペイン、ドイツ、アメリカ、日本という四つの大国から約350年にわたり植民地支配を受けてきた歴史がある。20世紀前半ということだけで見ても、マリアナ諸島はアメリカと日本が戦略的な観点からせめぎ合う場となっているのである。

アジア・太平洋戦争において、1941年12月から1944年7月まで日本軍はグアムを占領統治していた。特に、占領統治期の終わり頃には日本軍による拷問や虐殺、レイプが多発するようになり、グアムのチャモロにとっては、トラウマになりかねないほど、恐ろしい体験を強いられたといえる。こうした日本統治時代の体験がどのよう



にチャモロの人々の記憶に刻まれてきたのだろうか。

この問いを考えていく上で、戦後グアムにおけるアメリカの存在を無視することはできない。アジア・太平洋戦争の後、アメリカはグアムの再軍事化を推し進め、現在に至るまでチャモロの人々の生活を圧迫している。そんな中グアムでは、戦後補償請求が戦後間もなくから現在まで続けられており、日本占領統治期グアムを生き抜いたチャモロの人々に対する聞き取り調査も行われている。また、毎年7月になると、日本占領統治期に虐殺されたチャモロの追悼式などがグアム各地で行われている。特に、7月21日はアメリカ軍が日本の統治からグアムを「解放」したことを記念して、「解放」記念日 **Liberation Day** という祝日が設けられている。

本報告では、修士論文における分析を基にしながら、これらチャモロの追悼式や **Liberation Day** 関連の諸行事、グアム戦争補償再調査委員会 **Guam War Claims Review Commission** の活動などを研究事例として取り上げ、戦後グアムにおける戦争の記憶の継承と戦後補償問題の関わりを考察している。すなわち、日本占領統治期を生き抜いたチャモロの人々の経験が追悼式や「解放」記念日の行事などを通してどのように継承され、戦後補償請求をはじめとする戦後グアムの社会状況がいかん作用しているのか明らかにすることを目指している。さらに、グアム・日本・アメリカという三者関係の分析枠組みを用いることで、アジア・太平洋戦争から現在に至るまでのグアムにおける植民地主義の影響を浮き彫りにすることを意図した。

まず第一に、戦後グアムの社会状況を同島の政治的地位の問題に焦点を当てながら検討した。グアムの戦後復興では、アメリカの生活基準や文化に基づく「近代化」が推進されていき、「コカ・コーラ」のロゴが入ったソーダ水容器がグアムの復興や「近代化」の証として国連にも報告されている。同島における「近代化」とは「アメリカニゼーション」であるということが如実に示されており、戦後復興の段階からアメリカの強い影響を受けていることが窺える。その後、1950年にグアム組織法が制定されるまで、グアムは米海軍による統治が行なわれていくことになる。

1950年のグアム組織法制定により、グアムはアメリカの「非編入領土」

(**Unincorporated Territory**) であることが確定し、文民政府の設置と住民へのアメリカ市民権の付与がなされることになった。グアムでは、戦前からアメリカ市民権と文民政府の獲得を目指してきた経緯があり、政治的な観点からすると、「チャモロ」は数十年にわたりアメリカ人になろうとしていたといえる。ただ、この「チャモロ」という言葉はエスニックな響きを持ちながら、定義そのものはかなり政治的なものとなっている。

今もなお、合衆国の「非編入領土」という政治的地位であり続けているグアムだが、このような植民地的な状況が維持されているのは、アジア・太平洋戦争から現在まで

の日米の存在が深く関わっている。両者のグアムに対するまなざしが軍事的経済的な利益に基づいたものである限り、グアム先住民であるチャモロの「自己決定」を実現させる上での障害は存在し続けることになる。政治的地位問題はこうしたグアムの植民地的な状況を端的に表すものであり、主としてグアム—アメリカの問題として捉えられることが多いが、戦前から戦時期にかけての南洋群島統治とグアム占領統治を踏まえれば、日本も決して無関係とは言えない。ここでは、戦後グアムの社会状況を概観するとともに、同島における戦後補償請求や戦争の記憶の表象がこれらの「利益」に大きく左右されてしまう側面があることを述べている。

第二に、グアムにおける戦後補償運動の三つの画期を取り上げた。その嚆矢となったのが、1945年のグアム勲功賠償請求法である。しかし、同法による戦争被害に対する補償を受け取れたのはわずかしかなかった。さらに、1950年代からグアム以外のミクロネシア地域でも戦争被害に対する補償を求める動きが出てくるようになり、1969年に「ミクロネシア協定」、1971年に「ミクロネシア請求権法」が制定され、日米によるミクロネシア地域に対する「戦後補償」が行なわれた。ただし、日本によるミクロネシア地域に対する「戦後補償」も、正確には「補償」と呼べるものではなかった。日本政府はあくまで「住民一般の福祉のための経済協力資金」であるとして、見舞金ですらないという姿勢を取っていた点も見逃すことはできない。加えて、これらの協定や請求権法による補償の範疇にグアムは含まれておらず、グアムへの戦後補償は変わらず不十分なままであった。範疇に含まれなかった背景には、これらの協定や請求権法がアメリカの「太平洋諸島信託統治領」(Trust Territory of the Pacific Islands)を対象としたものであり、グアムはアメリカの「非編入領土」だという、政治的地位の違いによる区分があった。つまり、アジア・太平洋戦争を一つの契機として、マリアナ諸島や他のミクロネシア地域は政治的な区分けが進められたために、戦後補償という文脈でも地域による差異が生まれてしまったといえる。

一方で、これらミクロネシア地域に対する日米の「戦後補償」実施を受けて、グアムでもアメリカに十分な戦後補償も求める動きが1980年代に盛り上がってくるのである。この時期にはグアム戦後補償委員会による活動がなされ、質問票などによる戦争被害の実態調査も行なわれた。

また、2000年代に入ると、グアム戦争補償再調査委員会(Guam War Claims Review Commission)がつくられ、日本占領統治期グアムを生き抜いたサバイバーへの聞き取り調査も行なわれた。この聞き取り調査は、戦時期グアムにおいて、チャモロが受けてきた戦争被害を明らかにするために実施されたものだったが、同時に同島における戦争の記憶を掘り起こす動きにも連なるものであった。戦後補償を求める者にとって、

自分ないしは家族等がどのような戦争被害を被ったのかということ語ることは必ずしも補償そのものを求めるということだけを意味しない。それ以前に、日本占領統治期グアムで「何が」あったのかということを知ってほしい、認めてほしいという気持ちが強いことが窺える。つまり、戦後補償請求と戦争の記憶の掘り起こしや継承は決して別物ではなく、「何が」あったかということに目を向けるという意味では重なり合う部分が多いのである。自らあるいは家族の戦争体験を語るということは、単に戦後補償を求めるための手段というだけでなく、戦争の記憶の継承にもつながる行為であるということができるだろう。

最後に、戦後グアムにおける戦争の記憶の継承を先住民チャモロの視点を中心に検討した。換言すると、戦後補償請求と連なりつつ、グアムにおける戦争の記憶を掘り起こし、「共有」「継承」していこうとする場として、チャモロのサバイバーへの聞き取りやチャモロの追悼式を分析・考察している。聞き取りという場では、様々な要素が絡まり合っているという状況がある。今回の聞き取りについても、聞き手と語り手のポジショナリティの問題とやり取りで使われる英語（言語）の問題は互いに密接に関わりながら、戦争体験・戦争の記憶の語られ方を規定しているということができる。聞き手と語り手のやり取りの中で、様々な戦争体験・戦争の記憶が語られていくわけだが、そこで語られるものは個々の体験や記憶の表象であるだけでなく、聞き取りが行われた環境や文脈の影響を少なからず含んでいるのである。

また、毎年7月に行なわれるチャモロの追悼式には、日本占領統治期グアムを生き抜いたサバイバーやグアム議会議員、米軍関係者、地元コミュニティの人々、日本総領事や在グアム日本人有志など、実に様々な人々が参加している。特に、在グアム日本総領事がチャモロの追悼式に参加するようになったのは、2004年からのことであり、日本がグアムにおける戦争の記憶に向き合うための、重要な第一歩を踏み出したということができる。追悼式に参加するということは、死者やサバイバーも含めて、彼ら／彼女らの戦争体験・戦争の記憶を「想起」し、「共有」するということにもなる。もちろん、全ての体験・記憶を「共有」できるというわけではないが、たとえ一部でもそれらの「断片」に触れることで、「共有」や「継承」ということも可能になってくるといえる。

これら聞き取りや追悼式と並んでグアムにおける戦争の記憶を見ていく上で、忘れてはならないのが、“Liberation Day”の表象である。米軍がグアムに再上陸した1944年7月21日を記念して、毎年同じ7月21日にグアムの中心都市であるハガツニヤで盛大なパレードが催される。このパレードにも様々な人々が参加するが、中でもLiberation Queenは「解放」の祝祭(Liberation Festivities)を考える上で、重要な存在である。Liberation Queenは、毎年6～7月にかけて、島内の各村から候補者を

募り、受賞者が選ばれる。パレードだけでなく、先述したチャモロの追悼式などにもその受賞者や候補者たちは参加している。彼女らの存在は、アメリカが日本の苦しい支配からグアムを「解放」したという言説を象徴的に示す存在でもあり、この「解放」記念日“Liberation Day”の諸行事には欠かすことのできない存在になっている。この「解放」という言説に引きつけられた戦争の記憶の表象には、グアム・アメリカ・日本の立場性が端的に表れている。

本報告では、主にグアムという一つの島に焦点を当ててきたが、今後の課題として、マリアナ諸島や他の太平洋島嶼地域における戦争の記憶や戦後補償問題についても目を向けていかなければならない。先述したように、戦後のミクロネシア地域では政治的な区分けが進められ、そのために戦後補償のあり様も規定されてしまっている側面がある。大国間の政治的な思惑により、戦争の記憶の表象や戦後補償請求が影響を受けている状況をより踏み込んで分析・考察していくためには、背景である太平洋諸島をめぐる国際政治にも視野を広げていく必要がある。

加えて、本報告の分析枠組みとして挙げた三者関係についても、地域の広がりにも歴史的な視野を加えつつ、立体的な考察をしていく必要があると考えている。この三者間関係の中で軸になるのは、太平洋諸島の人々の視点であり、彼ら／彼女らにとってのアジア・太平洋戦争を大きな研究テーマとして、個別具体的な事例の分析・考察を進めていきたい。太平洋島嶼地域における植民地主義や戦争被害に目を向けるのであれば、やはり（旧）宗主国―植民地や占領者―被占領者といった二者間関係を越えた視野を持ち合わせていくことが必要である。

特に、マリアナ諸島における「チャモロ」については、日本やアメリカによる植民地支配・戦争が政治的・精神的な「分断」をもたらしており、同諸島に暮らす人々の間に緊張関係をもたらす要因にもなっている。戦前から現在に至るまで、両国による植民地支配・戦争は、軍事施設建設のための土地接収や島外からの移民流入などにより、現地住民の生活に大きな影響を与えてきた。こうした歴史的な背景は、マリアナ諸島や他の太平洋島嶼地域における人々の関係に「複雑さ」をもたらした。この「複雑さ」を紐解いていくことが、今後の太平洋島嶼地域における人々の関係をより豊かなものにしていくことになるだろう。

## 総力戦期における地域「振興」 ―宮崎県祖国振興隊の事例から― 比江島大和（一橋大学）

本報告は、総力戦期の宮崎県に存在した祖国振興隊（以下「振興隊」と略）という国民動員組織を事例に、総力戦を可能にした銃後地域社会のひとつのあり方を、その組織が掲げた地域「振興」という要素に着目して考察するものである。「天孫降臨の聖

地」という、国民統合・動員上の有効な資源を有した地域でありながら、まだ十分に考察されていない宮崎県を対象に、地域色のある国民動員政策のあり方を明らかにしたい。

振興隊は全県的な組織で、学校隊（小学校高学年、中等学校）・青年隊（男女青年団、青年学校）・一般隊（官公庁、企業、市町村、部落、産業組合、農事実行組合など）からなる。日中戦争勃発直後の1937年12月に結成され、1945年の国民義勇隊結成に際して解隊するまで、総力戦のほぼ全期間にわたって存在した。

当初の活動の基本形態は各産業に対する勤労奉仕であり、この点から先行研究は、国民に「軍隊的規律をたたきこみ、かれらをファシズムの担い手に変えていく」勤労奉仕の「全国的典型」として振興隊を評価している<sup>1</sup>。また、目立った活動として紀元2600年記念事業（以下「記念事業」と略）への関与があるが、そこで振興隊が動員・教化の対象となった事実もよく紹介される<sup>2</sup>。記念事業については、宮崎県が紀元2600年という名目を利用して地域の経済振興をある程度まで達成したことも併せて指摘されている<sup>3</sup>。振興隊という官製組織が、総力戦のための国民動員や思想教化だけでなく、同時に地域の「振興」にも関与していたという指摘は、地域社会という観点から総力戦を考える上で重要である。

ただし先行研究は、考察の対象とする時期や事象が限定的で、また戦時下の地域「振興」という重要な論点も工業化という意味でしか論じておらず、振興隊を核とする宮崎県の国民動員の全体像を明らかにしているとは言い難い。そこで本報告では、振興隊の結成前史から解隊までを総体的に把握しつつ、県の基幹産業であった農業を軸に戦時国民動員と地域「振興」との関係を検討し直す。史料は、主に県の行政文書である『宮崎県庁文書』を用いた。

振興隊のルーツは昭和恐慌前後の時代にある。思想的なルーツは、宮崎＝「祖国」の国内的な「神聖性」・「正統性」を謳う「祖国日向」概念であり、組織的なルーツは、農山漁村経済更生運動（以下「更生運動」と略）を通じた農村の経済的・社会的組織化にある<sup>4</sup>。

---

1 須崎慎一『日本ファシズムとその時代』（大月書店、1998年）。

2 ケネス・ルオフ著、木村剛久訳『紀元二千六百年—消費と観光のナショナリズム』（朝日新聞出版、2010年）。

3 古川隆久『皇紀・万博・オリンピック』（中公新書、1998年）。

4 産業組合と農事実行組合を基軸とする農村の経済的組織化については森武麿『戦時日本農村社会の研究』（東京大学出版会、1999年）。そこに学校・青年・婦人など新たな担い手も組織化されたことについては大門正克『近代日本と農村社会—農民世界の変容と国家』（日本経済評論社、1994年）。

日中戦争開幕後、内務官僚出身の相川勝六知事は「祖国日向」概念を下敷きに「祖国振興」というイデオロギーを作り出した。それは宮崎県を「祖国」に相応しい水準へと経済的に「振興」して後進性を挽回しようとするものであった。これに基づき、更生運動を組織基盤とする勤労倍加運動が進められた。同運動は、大卒では当時全国的に進められた応召対策としての勤労奉仕の一環である。だがそれは、応召対策としての側面だけでなく、生産性を高めて地域の経済的「更生」「振興」を目指すという、更生運動以来の側面も併せ持っており、むしろ後者に比重が置かれていた。「祖国振興」を前面に出す形で国策を実施する手法は、国民精神総動員運動でも見られた。

振興隊は勤労倍加運動の推進体として、つまりあくまで地域「振興」のための組織・運動という位置づけで、1937年12月に結成された。結成後、県は学校隊・青年隊の活動を強化すると同時に、一般農林漁家についても振興隊（一般隊）の結成と活動を推進する。県民側にも、更生運動の「模範村」の一部に、実行組合を単位とする一般隊を自発的に結成するものが現れる。県はそれらを振興隊に取り込み、学生・青年中心であった振興隊は、形式的には全県的な動員組織として確立される。

戦争の長期化に伴い、生産・配給の割当や労力調整など、戦時下の生産を円滑化する必要に迫られた県は、1938年後半頃から実行組合単位の一般隊の拡充に拍車をかける。県は、造林・開墾など、県の指導の下で農村に新たな収益をもたらす事業を振興隊に奨励した。県民や実行組合の側にも、そうした事業を自らの町村や部落の「更生」「振興」につながるものとして捉え返すところがあった。「更生」の主体であった部落や実行組合は、こうして振興隊のもとに組織化され戦時経済を担う存在になっていく。「祖国振興」をひとつの柱としていた精動運動でも、1939年以降、増産や貯金など実質的に国家や総力戦を支える活動が比重を増す。

1940年に実施された記念事業において、県は、県内の個別的な動向を完全に統制し、さらに「祖国日向」の「正統性」を繰り返し内外にアピールして、宮崎神宮の拡張整備を国家事業とすることに成功した。これにより、「祖国日向」と記念事業は表立った批判・反発が許されない県内的な大義名分になる。また、県の記念事業に関して見られたように、県民は可能であれば記念事業をテコにして自らの利益の拡大を図ることもできた。振興隊を含めた県民の動員実績は低調であったが、記念事業は、県の高圧的な統制を通じて「祖国振興」イデオロギーに対する県民の消極的な受容を導くと同時に、実利的な恩恵によって同イデオロギーに対する比較的積極的な支持を取り付け、振興隊の存立基盤を強化した。

対米英戦突入の前後から、県は振興隊という組織化・動員方式を勤労奉仕だけでな

く銃後生活全般に拡充していく。隣保組織・常会の整備、翼賛会傘下団体の運用、学校教育の戦時体制化（学校報国隊など）といった国家による戦時体制構築の施策が、いずれも振興隊の理念・活動・人材を利用する形で進められた。振興隊は国家的な組織化・動員体制の地方的機構へと変容し、県民の動員を通じて本格的に総力戦を支えていく。

宮崎県の場合、国民動員の中心は食糧増産であった。学生・青年の動員は、振興隊を基盤とする勤労報国隊を通じて実施された。だがそれ以外では、開墾や副業など、従来の振興隊としての恒常的な活動も保たれていた。また、部落や実行組合は、共同作業・労力移動などといった更生運動以来の生産様式を通じて食糧増産に従事した。食糧増産は地域の「更生」「振興」と衝突せず、むしろそれに通じるところがあり、県が地域「振興」的な文脈を建前的にせよ維持したことで、県民は総力戦のための食糧増産に応じていく。

1943年、勤労報国隊の常備組織化が全国的に行われる。これを契機に振興隊も再編され、実行組合や隣保組織を単位として一般隊（地域隊）が全県的に整備された。都市部まで含めた画一的な組織化により、振興隊は担い手に非農家を包摂し、活動も食糧増産・学徒動員・軍事関連工事に収斂する。農村を主体とし、その個別的な経済「更生」「振興」を目指す側面を持っていた振興隊は、ほぼ全ての県民を総力戦に向けて強制的に動員する組織へと大転換した。国家の総動員体制そのもの、いわば非地域的な存在と化した振興隊は、1945年5月、国民義勇隊に組織基盤を譲り渡し解隊する。

振興隊が総力戦下の国民動員・思想教化の組織であったことは間違いない。ただし、振興隊は結成当初から、国家の総力戦遂行を支える側面（国家的側面）と同時に、地域の経済的な「更生」「振興」を目指す側面（地域的側面）を併せ持っていた。総力戦が深化するにつれて国家的側面が地域的側面を圧倒するが、地域的側面は形骸化しながらも解隊直前まで一定維持された。このようなあり方は同時代の類似の組織や運動とは一線を画している。

県は「祖国振興」を掲げ（続け）ることによって、県民を刺激し、県下農村の個別的な経済「更生」「振興」欲求を「祖国振興」イデオロギーとその実践組織たる振興隊のもとに統合した。そして、地域的側面に向けられた県民の人的・物的資源を「祖国」の先にある国家・総力戦へと回収・誘導した。この手法は、県民の反応を見る限り、1943年後半に振興隊が再編されるまで機能していた。

これが可能だったのは、振興隊において国家的側面と地域的側面を連結させる回路が存在したからである。更生運動での生産様式と、戦時下の勤労奉仕・食糧増産でのそれは、共同作業・副業・生産効率化というように共通していた。貯金や部落常会な

ど、日常生活的な実践も同様である。こうした行為の連続性・共通性ゆえに、県民は、県の掲げる「祖国振興」を自らの「更生」「振興」と捉え返すことが可能となり、結果、振興隊を通じた統合・回収も可能になったと考える。加えて、災害出動、記念事業、皇族関係者の視察などを通じて、「祖国振興」イデオロギーと振興隊は絶えず正当化・権威化されていた。

宮崎県における地域「振興」は、戦時行政の遂行を目指す県の政策手法であると同時に、経済的安定・上昇を求める県民が当時の状況を捉え返し、そこに参入することを促す契機でもあった。言い換えれば、地域「振興」を結節点として県と県民が相互依存的な関係にあり、その結果として国家の総力戦が成立していたのである。

権力機構と民衆・社会との「暗黙の相互依存の構造」によって当時の体制・現象が成立していたという理解自体は、特に目新しいものではない<sup>1</sup>。ただ、振興隊の事例からは、その枠組に対していくつかの問題提起が可能である。

まず、地方行政官庁レベルの政策を考察する必要性である。本報告で見た宮崎県の事例は、当時の日本では希少な成功例として評価されるのが常であった。そのことは、国民統合・動員の具体的なあり方が地域ごとに異なっていたことを示唆している。総力戦という国家規模の政策・現象をより深く理解するには、それを支えた地域的な政策を検討する必要がある。

また、宮崎県の国民統合・動員は、現状を打開しようとする更生運動以来のエネルギーを掌握することで成り立っていた。この種の国民のエネルギーが国家の体制構築や戦争につながっていたことは、いわゆる養蚕型地域での更生運動の帰結や<sup>2</sup>、内地の後進地域での体制依存的な上昇志向という形で<sup>3</sup>、既に指摘されている。振興隊をはじめ未検討の地域的・特殊的事例を踏まえて、国民の現状打破志向と国家・総力戦との関係を再検討する必要があるだろう。

報告当日はフロアから多くの貴重なコメントを頂戴した。例えば、県会議員や市町村長などの県内の政治情勢および県政との関係、近代以降の県行政の特色を踏まえた

---

1 引用は広田照幸『陸軍将校の教育社会史』（世織書房、1997年）。

2 森前掲書、北河賢三「翼賛体制確立期の『国民運動』」（『日本史研究』199号、1979年）、中村政則「経済更生運動と農村統合—長野県小県郡浦里村の場合—」（東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会 1 昭和恐慌』東京大学出版会、1978年）、同『昭和の歴史 2—昭和の恐慌』（小学館ライブラリー、1994年）（原著は1988年）など。

3 河西英通『近代日本の地域思想』（窓社、1996年）、同『続・東北—異境と原境のあいだ』（中公新書、2007年）など。



当該期の評価、県内的な地域間の格差・相違、工業化の状況と農業との関係、民衆（県民）把握の不十分さ、東北地域との共通点／差異などについて、質問・意見が寄せられた。いずれも本報告が十分展開できなかった、あるいは見落としとしていた点に対する指摘であり、真摯に受けとめて今後の研究に活かしていく所存である。

## 同時代史学会・第22回研究会

「ジェンダーとグローバリゼーション・軍事化」

(2009年7月11日 立教大学12号館第3・4会議室)

(先号につづいて、過去のニューズレターで、第22回研究会（2009年7月11日）の原稿を掲載していませんでした。改めてお詫び申し上げます。なお、今回は報告2本のうち、原稿を頂くことのできた青山薫氏の報告要旨と、中澤舞氏の参加記のみを掲載いたします。青山報告は、発表が2009年7月11日、入稿が2009年10月19日です。 研究委員会委員長)

(本要旨掲載にあたり、再校正いただき、所属は現在のものといたしました。News Letter 編集委員)

<報告要旨>

グローバル化を生きる：女性の移住「性労働」と人身取引禁止動向

青山薫（神戸大学）

移住女性の性労働の背景

グローバル化のなかで、日本の性産業で働く女性たちが奴隷的な搾取と虐待に遭うケースが世界的な問題となって20年あまり、その対策は、近年の国連主導の人身取引禁止動向にまでつながってきた。

女性の移住性労働の背景には、構造的な面から少なくともふたつの要因が指摘できる。第一は「貧困の女性化」、第二は「移住の女性化」である。

### Feminization of Poverty（貧困の女性化）

「貧困の女性化」とは、1日の収入が1USドル（購買力平価を考慮）以下の貧困層に暮らす女性の割合が、とくに「発展途上国」で増加したことをさす。1995年の国連第4回世界女性会議（北京会議）では、ジェンダー不平等解消のための12の重要課題のひとつにあげられた。

一人当たりGDPで測った国別の貧富の差は、国連開発計画などの国際機関が削減をめざしてきたにも関わらず、現在でも歴然としている

([http://hdr.undp.org/statistics/data/pdf/hdr05\\_table\\_25.pdf](http://hdr.undp.org/statistics/data/pdf/hdr05_table_25.pdf))。そればかりか、WID（開発における女性）、GAD（ジェンダーと開発）など、開発経済がこれに注目し鍵概念を定めて対策を立ててきたにもかかわらず、そのままに同じ 20 年間で、とくに農村女性はますます貧困になってしまったという数字がある（total number of rural people living under the poverty line by sex : 1965/70-1988）。貧困はすぐれて女性の問題と化してきたのである。

### Feminization of Migration（移住の女性化）

貧困の女性化に呼応して、「発展途上国」から「先進国」への移住労働者中女性の割合が増加した。「増加」のひとつの原因は、国境を越えた正規労働力の採用が一般化するにしたがって、非正規労働力のリクルートも始まったことだが、労働力市場にも国家の労働政策にもそもそも強いジェンダーバイアスがあるために、移住労働者の場合にも、非正規労働は女性に偏る傾向があったのだ。とくに、「女性の労働」、「愛の労働」、「シャドウ・ワーク」と考えられ低賃金・非正規になりやすいケア労働にかんして、ケア以外労働への女性就労の増加や少子高齢化にともなう家族・親族ケアの相対的減少から「先進国」において需要が増え、「途上国」女性の移住労働者化を促した（Female migrants in percentage in main industrialized countries : 1965-1990）。2000 年の段階で、世界中の移住労働者の 49%は女性だったが、アジア、ヨーロッパ、ラテンアメリカ、北米、オセアニアではすでに半数を超えていた。（2010 年現在、この傾向は変わっていない : International Organization for Migration: <http://www.iom.int/jahia/Jahia/pid/1>）。

しかし、非正規労働の担い手は脱法・不法な人材確保のルートに乗りやすく、したがって、搾取や虐待に遭ってしまっても法の保護を求めにくい状況に置かれやすい。いわゆる非正規労働のブローカーたちは、そこをビジネスチャンスにする。だからこそ女性移住労働者は人身取引の犠牲者にもなりやすいのである。

移住労働の経済規模は大きい。やはり 2000 年の段階で、世界中の移住労働者の「仕送り」が年間 1000 億 US ドルに達し、ODA 総額を超え、国際商品取引総額に比較すると石油に次ぐ 2 番目の金額となった（2010 年には 4400 億 US ドルを超え、ODA 総額 1370 億ドルの ODA のおよそ 3 倍となった : International Organization for Migration: <http://www.iom.int/jahia/Jahia/pid/1>）。しかも、この金額は正規銀行を通して判明したものの見積もりであって、公的経路を経ない、いわゆる地下銀行などを経由した金はもちろんふくまれていない。

タイ人移住者の場合

タイ国籍の人の場合、1992～4年ごろに最も多数の「非正規」滞在者が日本にいたと考えられる（「非正規滞在のタイ国籍者・ジェンダー別（1990－2000）」のグラフ：青山『「セックスワーカー」とは誰か』p.340）。そしてこのころ、性産業に関連して刑事事犯として検挙されるタイ国籍者数もピークに達し、メディアをにぎわしていた。

「下館事件」、「茂原事件」などが起こったのもこのころである。94年にはタイ日入管事務協議で、タイ人女性の日本入国について注意／制限が促され（*Human Rights Watch: Owed Justice: Thai Women Trafficked into Debt Bondage in Japan*）、2002～3年には、バンコクの繁華街で働く女性たちのあいだで「タイ人には日本のビザは出なくなった」という噂になっていた。

### 人身取引の問題化

以上を背景に、1990年代を通じて国連組織、NGOなどの市民組織および国家機関のあいだで、とくに性産業に関係して奴隷状態に陥る「途上国」女性の被害が問題化される。

この問題化自体、特定の国籍・階層の女性にのみ移動の自由、労働の機会を制限するものだという批判もある（Agustin, *Sex at the Margins* ; Kenpadoo et.al, *Trafficking And Prostitution Reconsidered: New Perspectives On Migration, Sex Work, And Human Rights*）。私はこの批判に基本的に賛同するが、それにしても、組織的な人身取引が行われ、その被害に遭う人が「途上国」女性に偏ってきたこともよく証明されてきており、無視はできないと考えている。たとえば日本における「人身売買禁止ネットワーク」の調査報告は、そのような女性たちに対する長年の支援活動の結果であり、当事者に対する聞き取りに基づいて描き出しされた人身取引の仕組みは、信頼に値する（『「人身売買被害者支援の連携の構築—地域、国境を越えた支援に向けて」調査および活動報告書』2007年5月：p.84）。

### 越境組織犯罪防止条約 人身取引議定書

国連では、越境組織犯罪を国家間協力によって包括的に取り締まるための条約を制定。これを具体的に補完する人身取引議定書を2000年11月に採択した。このなかで、人身取引は「現代の性奴隷性」と呼ばれ、送り出し国、受け入れ国ともに厳しい禁止対策を打ち出すことが求められた。日本政府は、2004年12月に「人身取引対策行動計画」策定。国内法を整備し、この議定書の締結をめざしている。他の多々ある人権関連条約に関する反応の鈍さとは比較にならない即決であった。

「人身取引」はこの議定書の3条で定義されている。曰く、

「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫、若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の乱用若しくは脆弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める

([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty162\\_1a.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty162_1a.pdf))。

「権力の乱用若しくは脆弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる」の部分で、当事者の「同意」がさまざまな文化的要因を含む圧力の結果である可能性をすくい取り、同意をとったかどうかを、「他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取」の部分で当事者の自発・自営で行われる「売春」を、(人身取引という) 犯罪の構成要件としないことがめざされている。

#### 「人身取引報告書」

日本政府を人身取引取り締まり強化に向かわせたもうひとつの大きな理由は、米国の意向があったから、と言っても間違えはないだろう。米 국무省が 2001 年以来毎年発行している「人身取引報告書」(Trafficking in Persons Report) は、人身取引対策がよくなされているかによって他国を I、II、II の要注意、III のランクに分けて評価し総括する文書だが、この 2004 年 6 月版で、日本はとくに盛んな性産業への人身取引対策が不十分であるとして「II の要注意」に格付けされたのである。「要注意」とは、今回の指摘に沿って政策を改めなければ次は経済制裁の対象ともなりえる「III」ランクに落とす、という「注意」である。日本政府はこのあとすぐ「行動計画」を策定している(「人身取引報告書」のもつ米国中心主義・軍事主義との結びつきの問題について、青山「フェミニスト現実主義で提案するセックスワーカーの権利運動と人身売買被害者保護運動の間の架橋」『インパクション 154 号』を参照のこと)。

#### 日本における 2005 年法改正

「行動計画」にのっとった法改正は翌 2005 年に行われた。要点は、1. 刑法のなかに「人身取引罪」を創設し、国外から日本への人身取引を刑事犯とし、同時に被害者保護を法的に可能にしたこと、2. 出入国管理及び難民認定法において、人身取引被害者と認定された人は強制送還されないなどの可能性を付加したこと、3. 風俗営業法において、関連経営者に外国人就業者の査証チェックを義務づけ、広告を禁止したこと

など、である。またこの改正を機会に警察の風俗店への立ち入り捜査が拡大されたと言われる。

そもそも入管法と風営法は、風俗営業への永住・定住資格のない外国人の就労を禁じてきたのだが、改正によって、それまでは事情を考慮して外国人を雇っていた経営者もそれができなくなった。

#### 「不法滞在者半減」キャンペーン

一方、法務省と入国管理局は、2004年から5年間で「不法滞在者」を半減させる政策目標を立ててキャンペーンを行ってきた。そして、それが成功裏に終わったことを誇らしげに発表している（法務省入国管理局「本邦における不法残留者数について」報道発表資料二〇〇九年二月一七日「平成20年中における人身取引事犯について」）。確かに、「非正規超過滞在者」の見積もり人数は、は今年一萬三〇〇〇人あまりになり、二〇〇五年の二〇万七〇〇〇人あまりから五年間で半減している。

また、人身取引事犯の被疑者、被害者の様相は、2007年と2008年を比較して国籍、在留資格の変化に注目した発表がされている（平成21年2月17日法務省入国管理局記者発表）。

#### 2005年以降日本の移住性労働者事情

そんな中、外国人女性たちが働く性産業の現場では、結果として、他に就労する機会がない非正規滞在女性でそれでも収入が必要な人びとは、より不法性の強い経営者のもとで働くことになったと言われている。より不可視になった外国人女性労働者たちはしかし、自分たちの同僚が日本からいなくなったとは考えておらず、性産業全体の地下化が進んだのだと考えている。

私が2005年依頼共同で研究を続けている、性労働者（セックスワーカー）の健康と安全を守るためのアドヴォカシーグループ SWASH（Sex Work and Sexual Health）の調査員による、外国人女性ワーカーに対するアウトリーチの日報を紹介しよう（〔 〕内注釈・省略、下線は青山）。

#### 2006年12月某日のアウトリーチ・ノート

〔Kで〕店の前に立っている従業員や客引きは、「いま警察の取り締まりでなかなか厳しい」とか「どこも今厳しくなって観光ビザじゃあ働けないよ」と言い、具体的に外国人の働ける店はここだと教えてもらえなかった。彼らがすぐに答えられないくらいアングラ化して、どこに何件どういう店があるのか、正確な情報

をつかめなくなってしまった。ある中国人のエステ店長は、某都知事の任期が終わったら戻ってくるとか、正月は警察が動かないから正月にみんな出てくるとか言う。○の店長は、年末前の一斉摘発があると言う。[···] 多くのワーカーは、これでまた不条理な処罰や、捜査過程の人権侵害や、強制送還に遭い、[帰国費用のため] 借金を背負うことを恐れている。

未発表のこの調査は、2009年現在70人あまりの当事者に面接調査をしたものだが、そのうち明らかになった外国人女性セックスワーカーの2005年以降の傾向は、以下のようによまとめられる。1. 正規滞在者（日本人配偶者などの資格在日している人）が多い、2. 働く店を選んだり替えたり、他の仕事をしたりすることに対して店からの制限はない、と言う人が多い、3. 高収入を得、生活に満足している人も多い、4. 一方、住む場所を選べない／シフトを選べない／店を替われない、と言う人もいる、5. 4の理由として、・経営者が警察の「手入れ」を警戒して監視を強化したから、・ワーカー自身が近隣の目について通報されないよう警戒しているから、があげられる。

#### 現場で「働く」人々への弊害

入管法と風営法に照らしては不法就労をしているが、自分の意思で来日し働いている人びと、つまり、上記の定義における「人身取引の被害者」ではない人びとにとっては、「人身取引行動計画」沿った性産業全体に対する取り締まり強化には、1. 選択肢の下方限定、2. ネットワークの喪失 という甚大な弊害がある。ちなみにこのふたつの条件を、私は「働く人」を「奴隷状態」に近づける条件と考えている（詳しい議論は、青山『「セックスワーカー」とは誰か』pp.57-67）。

1の理由として当事者たちは、・取り締まりの難しい「ネット系」や「デリバリー」が増えたこと、・広告が禁止され条件を比べられなくなったこと、・「まともな店」は正規滞在外国人しか雇わなくなったこと、・滞在資格をもたない人は「やばい店」、「船」などに回されること、・「危ない客」が相対的に増えたこと、をあげている。2の実感としては、・「店の入れ替わりが激しくなった」、・「突然いなくなる子が多くなった」があげられている。

#### 移住性労働者か人身取引の被害者か

私はここで、人身取引の被害者を保護しないでもいいとか、その人たちを搾取・虐待する人間を罪に問わなくていいとか言いたいのではない。しかし、被害者でなければ不法就労の犯罪者でしかないという「行動計画」をはじめとする法と政策の二者択一の枠組みが、はじめから非正規労働をするしかない不利な立場におかれた人びとをま

すまず危険な状況に追い込んでいることが問題だ、と言いたいのだ。

現実には、人身取引の被害者になるか不法就労の犯罪者になるかのあいだの境界線はかぎりなく不安定なのだから、移住労働の必要をこのグローバル化した世界が生み出している以上、被害者になって救出されない限り彼女たちをより危険な目にあわせて放置しておくことは不正義である。

そもそも政府の「行動計画」にしても NGO などの救援運動にしても、人が被害者になる可能性および被害者になった人びとの声を元にして構築されている。それは第三者の価値基準（女性は性労働をみずから選ぶはずがない、など）にのっとっており、「ワーカー」である、自発的に働いている人びとの声が、それとして届く回路はない。「当事者」の声は奴隷的搾取と暴力を受けてからしかとどかない仕組みになっているとも言え、政策や救援運動がどんな善意にもとづいていても、これでは事前に被害を予防することはできない。それどころか、取り締まりによって被害者になる可能性を高めてしまっているのだ。

「途上国」の多くは農村から、移住労働によって貧困を抜け出し、みずからと多くは家族のために新しい人生の機会を開きたい、そういう女性たちの、この差別からの自立の努力と機会を奪い、救出を待つ無力な被害者にとどめおく可能性を減らす必要がある。経済格差・ジェンダー格差によってもともとおかれた不利益な状況を根本的に改善することなく、彼女たちを被害者か犯罪者化に二分してはならない。

「日本人に考えてほしいこと」

最後に、やはり SWASH との調査で聞き取ることでできたワーカーとしての彼女たちの声——日本社会への要望をまとめて紹介しよう。彼女たちは私たちに突きつける

- 
- 私たちがどれだけ日本社会がつくり出した経済的、性的、人間関係的リスクを引き受けているかほしい。
  - 支援は警察・入管が直接介入せず、母語で情報を得られるメディア中心にしてほしい。医療と人権に関するホットライン、インターネット・メディア、性産業内部での情報誌やリーフレットが重要だ。
  - 法執行機関の態度・対応を改善してほしい。差別的取扱いをやめ、取り調べなどにおける、通訳の恣意的な「誤訳」をやめるべきだ。
  - 私たちのプライバシーを尊重してほしい。
  - 安全に働いている場所を取り上げないでほしい。

あなたは、どれだけ頷くことができるだろうか？

## 参加記

中澤 舞 (一橋大学)

第22回研究会(2009年7月11日)は、ジェンダーとグローバリゼーション・軍事化を共通テーマとして開催された。報告は青山薫氏による「グローバル化を生きる－女性の移住‘性’労働と人身取引禁止動向」と秋林こずえ氏による「ジェンダーの視点から考える“戦後”－沖縄からの声」で、佐藤文香氏と林博氏が各報告者に対してコメントを述べられた。

私は修士論文において「出入国管理令」の改正で「興行」資格が緩和されたことにより「外国人女性エンターテイナー」が多く入国したことと、同時期になされた「旅行業法」の改正により「セックスツアー」が法的に禁止されたことの関連性を明らかにすることを目的としている。つまり一方で諸外国の非難の目を避けるために「セックスツアー」を禁止することを「旅行業法」の改正で実施し、他方でそれまでアジア諸国に赴いていた日本人男性のニーズを満たすため「外国人女性エンターテイナー」を日本国内性産業へ組み込むことを「出入国管理令」改正に伴う「興行」資格の緩和によって実現するという意図が両改正の背後にあったのではないかという仮定のもと研究を行うつもりである。それゆえ、「セックスワーカー」に関して研究されている青山薫氏の報告に興味を引かれ本研究会に参加させていただいた。実際に、同氏の報告からは私が現段階で分析対象としている諸法令とはまた別の関連法令を知ることができた。また同氏の報告からのみならず、研究会全体を通じて自分の研究に活かすことのできることを多く学べたと感じる。それゆえ、本参加記では各々の報告に関しては私自身の知識不足が問題となるので報告概要に譲り深くは言及せず、学んだことの内とりわけ興味深かった三点について述べていきたいと思う。

まず初めに調査方法に関する議論に言及したい。これは佐藤氏のコメントに端を發したものだが、コメントの内容としては今回の両報告者はポスト実証主義であるとみなされるアクション・リサーチを用いており、そのことが「史資料に基づく実証性に執着しながら」と設立趣意書で述べている同時代史学会でどのように機能するのかというものであった。私自身は史資料の分析を調査方法としアクション・リサーチ等のポスト実証主義的とみなされる方法を行わない予定であるため、両報告者やコメンテーター及び本研究会参加者の方々が両調査方法の関係性についてどのように認識しているのかは非常に興味深いものであった。とりわけ、「実証主義」という語彙が意味するところの変化及び歴史学と他分野では意味が異なるということは留意すべきである



が、どちらか一方を良しとするのではなく、実証主義的調査方法とポスト実証主義的調査方法の双方をドッキングすることが重要であるという発言には納得させられた。また同時に、公文書には現れない声も存在するという点等を踏まえて、今後自身の研究を進めていくにあたって当初の予定通り史資料の分析のみを用いるにしても前述の発言を心に留めて調査にあたる必要性があると感じた。

二点目は語彙の使用に関してである。議論では「家父長制」の使用が議題に上った。両報告者ともに「家父長制」という語が持つ影響力、例えばこの語が含有する差別的構造や他の大きな差別的なものへの焦点を不明瞭にしかねない力といったものを慎重に考慮して同語彙を使用するか否か、使用する際にどのように使用するかを決定しているということを述べられた。

私自身、自分の研究においてそうした言外の意味を含有する語彙を用いる機会は極めて多いと予想される。(実際に前述した修士論文の簡単な要旨の中でも「エンターテイナー」や「セックスワーカー」等、青山氏も自身の著作『セックスワーカーとは誰か』の中でその使用法に関して論じているような語彙が存在している。) そのような言外の意味を持つ語彙を使用する場合、それらが持つ影響力が強ければ強いほど人々の注意を集めることができるという一方で、自分の意図とは異なった印象を与えることや他の差別的構造をも十把一絡げにしてしまうことにつながりかねないという危険性が大いにある。それゆえ、語彙を選択し使用する際には、その語彙の意味するところを適切に理解することはもちろん、それらが保有する「歴史」的背景についても吟味した上で、使用するよう努めなければならないと再確認した。

三点目はフェミニズム間の違いを無化せずに共通点を見出しつつ連帯をどのように構築するのかという議論に関してである。この問いの背後には、「連帯」というものを構築し維持する過程において「誤った均一性」が前提とされているということ、またそれにより他者の声を閉じ込めることにつながりかねないということが実際に生じていることがある。この問題に対し、青山氏は「異なっているにも関わらず同じ」とされていることを批判するために「同じ」女性として結びつくということの、秋林氏は「誰」が「どういう形」で共通点を見出すかということの重要性に言及していた。

私自身、個々の相違や多層性を述べる一方で、最終的には大枠のカテゴリーに囚われた論理に依拠してしまう傾向があり、多様なものからその差異を無化せず共通点を見出すことは研究を進める上での重要課題の一つであると感じていたため、この問いに対する両報告者の見解は非常に勉強になった。普段見落とされがちなマイノリティの声を汲むための研究が、結果ありきでカテゴリー区分を設けた結果としてその声を

閉じ込めてしまうというような研究者側のご都合主義的研究になるという事態はあってはならないことだと考える。またこの問いは、今日のアイデンティティ・ポリティックスやマイノリティのエンパワーメントにも当てはまる問題であると言える。というのも、マイノリティの場合、マジョリティに対抗するために結びついた集団のカテゴリーが強調され「個」が見えにくくなっているという印象が多々見受けられるからである。

既存の研究等において見落とされてきたマイノリティに目を向ける際に、異なるものの中からある共通項を見出して「連帯」を構築することが重要であることは明らかである。だからこそ、多層性を無化せずいかに「連帯」を構築、維持すべきかというこの問題は意義深いものであり、今後はフェミニズムの枠組みにとどまらずあらゆる分野においても問われ続けるのではないだろうか。

これまで稚拙ながらも本研究会で興味深く感じた事例について言及してきたが、最後に全体の感想を述べたい。私は今回研究会というものに初めて参加させていただいたのだが、今後自分の研究を進める上でのヒントや教訓となる視点が得られる実に良い機会であったと感じる。それゆえ、本研究会で学んだことを自分なりに再度噛み砕き理解を深めた上で、自分の研究計画を見直し今後研究を進める際に生かしていければと思う。

## 第8回関西研究会彙報

(2013年3月10日 関西学院大学大阪梅田キャンパス 1005)

今回の研究会では、立命館大学・加藤政洋氏より「文化制度としての雇仲居——成立・拡散・変容」と題して報告があった。雇仲居（やとな）は、明治後期の大阪で登場し、広く定着していった、臨時に雇用される派遣型の仲居のことである。本報告は、雇仲居が大阪の花街で成立し、京都へ移入されて変質し、さらには、全国へ拡散する過程に焦点を当て、雇仲居を一種の文化装置として考察するものであった。なかでも京都での展開が詳しく分析され、雇仲居が、京都固有の席貸という文化とともに、花街の文化・制度を流用・脱用しながら、その周辺文化として発展し、徐々に花街を圧迫する存在にまでなったこと、戦後には売春防止法を契機として旧赤線において残っていく地理歴史的展開が示された。

報告に対し、参加者（計12名）からは、雇仲居の制度や形態の詳細（芸妓との違い、芸の内容、働いたのはどのような女性であったのか、雇仲居の利用者はどのような人々

であったのか)、警察等による摘発の歴史、「文化装置」としての雇仲居の積極的意味などについて、多くの質問があげられた。加藤氏からは、収集した地図や新聞広告、花名刺といった多くの史料、様々な文学作品やルポルタージュ、フィールドワークによって得られた知見が紹介され、雇仲居を人の移動によって織りなされた文化という観点から、その実相と歴史的な意味について、詳しく説明がなされた。(文責・大野光明)

## 第9回関西研究会彙報

(2013年5月18日 大学コンソーシアム大阪 キャンパスポート ルームD)

今回の研究会では、成田千尋氏(京都大学大学院)より「B52の配備をめぐる日米沖関係と朝鮮半島情勢」と題して報告があった。B52はアメリカの核戦略爆撃機で、ベトナム戦争中には通常爆弾による絨毯爆撃に使用され、沖縄では「黒い殺し屋」として忌み嫌われたもの。

この爆撃機は、1968年2月から沖縄の嘉手納基地に常駐したが、同年11月に墜落爆発事故が起きたため、撤去を目的としたゼネストが計画された。報告では、B52の配備から事故をめぐる住民運動の高まり、ゼネストが計画・回避された経緯などが示された。

成田氏の報告は、①沖縄の戦後史をベトナム戦争や朝鮮半島情勢との関係で、広く東アジアの歴史として捉えること。②従来のような日米・日沖の関係ではなく、日米沖関係史として見直すこと。③沖縄を一枚岩的に見るのではなく、住民内部の多様性について着目することの三点を目指したものだ。

報告に対して参加者からは、朝鮮半島情勢との関連性、過去と現在の運動の相違点と類似点、住民が何を根拠に運動に取り組んだか(反対の論理)などについての質問があり、活発な議論が行われた。今回の成田氏の報告は、現在争点になっているオスプレイ配備問題を考えるに際し、有益な過去の事例を提示するものでもあった。(文責・岡村兵衛)

今回の研究会では、富山仁貴氏(関西学院大学大学院)より、「教研集会と教員組合——1960年度第10次京都教研から」と題して報告があった。報告では、先行研究による勤評・安保闘争で組織と運動の質が高まったという日教組運動の評価に対し、京教組の組織に着目し、1950年代前半に確立された京教組の組織が、安保闘争でも効果的な動員と巨大な教研をなしうるものであったことが示された。また、国民教育運動に着目し、1960年教研5月集会をめぐる京教組と社会認識とのズレ、京都教育センター設立における「国民」の認識と運動団体のズレなど、高度成長期の変化に伴う様々

なズレが生じたことが示された。最後に、今後の課題として、国民教育運動が京教組運動の中で生み出したものを検討し、高度成長の中の教員組合の位置と役割を明らかにすることが挙げられた。

報告に対し、参加者からは、1960年を分析対象とした理由、史料の状況などについて質問が寄せられた。また、京都という地域の特殊性、第10次教研集会前後の歴史、高度成長期の京教組の社会認識のズレ、教研型と組合型の分裂の理由などについて、活発な議論が交わされた。京教組の関係者への聞き取りなども行っているということで、今後の発展が期待される報告であった。(文責・成田千尋)

三番目の報告は、岡村兵衛氏(神戸大学大学院)による「日本における人種・民族の接触から生まれた人々の呼び名——「あいのこ」「雑種」「混血児」「ハーフ」の登場とその背景」であった。多様なそれらの語の辞書の記述や用例の比較検討がなされ、意味・用法の時代的な変化が論じられた。例えば、「あいのこ」「雑種」は明治期に現われて否定的に用いられ、「混血児」は20世紀初頭から肯定的・否定的双方の文脈を有した。「ハーフ」は1930年代に確認でき、70年代にポップカルチャーの文脈で再登場した。こうした変遷は、交通輸送の発展、マスメディアの発達などを要因とし、占領・駐留米軍軍人との間の子どもの関する諸問題のように、時々の政治状況と絡んで展開していった。また研究が細分化していることや、マスメディアにおける都合の良い改変・商品化が指摘され、この問題における当事者性についても論じられた。

討論では、出自の父系・母系による受け止めの差、世代差、近年における変化、漫画や映画などの視覚イメージの扱いなどについて質問があった。これに対し岡村氏は、具体的事例を挙げながら性・階層・地域による差があることや、視覚イメージ研究の難しさを指摘した。さらに、戦前の「混血児」イメージは多様であって朝鮮人に限定する説は根拠がないこと、近年は差別が薄れる一方で、否定的な語は「あいのこ」から「ガイジン」へと移っていることなども指摘された。(文責・富山仁貴)

## 第10回関西研究会彙報

(7月21日 西宮市大学交流センター講義室2)

2013年7月21日(日)に開催された第10回関西研究会は、根津朝彦氏(本会会員)の著書『戦後『中央公論』と「風流夢譚」事件——「論壇」・編集者の思想史』(日本経済評論社、2013年)の書評会として行なわれた。時間は午後1時半から午後5時過ぎまで、場所は西宮市大学交流センター講義室で、参加者は約20名である。

山本昭宏氏(神戸市外国語大学、メディア文化史)司会のもと、まず木村智哉氏(日本学術振興会特別研究員、商業アニメーション研究)、福間良明氏(立命館大学、歴史

社会学、メディア史研究) 両氏からの書評があり、著者本人によるリプライを経て、参加者からの質疑に根津氏が応える形で進んだ。

木村氏は、著者の論点に沿って各章をまとめたうえで、「『天皇制批判』とは具体的にどのような内容を伴うものと定義されるのか」「『風流夢譚』事件の争点を「言論の自由」という一般的価値に還元できるか」「総合雑誌とその執筆者による議論の場の形成に、今なおどの程度の可能性が見出せるか」などの「所感」を披歴した。

また、福間氏は本書を研究史上の意義、総合雑誌の特性、事件背景の析出などにまとめ直したうえで、「『言論の自由』を守る『強さ』ではなく、…守り通せない『弱さ』から、ジャーナリズム史研究を構想できないか」「『中央公論』の問題を、…さらにもう一段階、抽象化（メタ化）してもよかったのでは?」「時系列的な章構成でもよかったのでは?」など「若干の疑問」を呈した。

両評者の読後感と問題提起に対して根津氏より丁寧な応答があったのち、参加者との質疑応答に移った。参加者側からは当時の『中央公論』の収益構造、同誌と読者との関係、嶋中社長の位置付け、当時の天皇制論の読解などについて活発な意見が出され、再度根津氏よりの応答があった。

本書は、専門書にもかかわらず、刊行後ほどなく多くのマス・メディアで取り上げられたが、改めて本書への関心の高さと問題提起のインパクトを体感することができる書評会となった。(文責・福家崇洋)

## 編集後記

---

この編集後記を記している時点では、特定秘密保護法案は閣議決定され国会に提出された段階である。同時代史研究者全てにとって、この法案の行方には無関心ではいられない。日本を含め、公開された公文書へのアクセスは、歴史の検証には不可欠である。しかし、ある特定の情報が、行政機関の恣意により永久に公開されない可能性を残し、またある種の情報に関わる調査をした人びとは、意図しないまま、そそのかしやあおり立て、共謀に問われ、厳罰を受ける可能性がある。

公文書は、国民の税金により作成された公共の財産である。それを一部の政府高官、官僚が「私物」のように扱い、都合の悪い文書は、機密として永久に隠蔽して良いはずがない。「後世の史家に評価をゆだねる」との言葉は、歴代首相が口にしてきた言葉であるが、この法案は、後世の史家に評価・判断させない、検証を拒否する宣言でもある。

今号では年次大会の概要とともに、関西、関東で活発に行われている研究会活動の報告を、彙報と報告要旨・参加記の形で掲載している。ただし、第33回研究会に関しては、個別報告であるため、参加記は掲載していない。これらの活発な研究会活動も、秘密保護法案がもし現在の形で施行されるならば、有形無形の影響を受けることとなるのではないかと。大きな危惧を抱いている。

同時代史学会 News Letter 第23号

発行日 2013年11月17日

同時代史学会

連絡先：〒157-8511 川崎市多摩区東三田2-1-1

専修大学経済学部 永江雅和研究室

Tel/Fax 044-911-0564

nagae@sei jo. ac. jp